

GX フューチャー・リーグ
GX 需要創出ワーキング・グループ
個別運営規程
2026 年度

第1章 総則

- 第1条 本規程は、「GX フューチャー・コンソーシアム規約」（2026 年 4 月施行）第 14 条第 6 項に基づいて作成されるものであり、GX フューチャー・リーグ内に設置する「GX 需要創出ワーキング・グループ（以下、「WG」）」の運営について必要な事項は、GX フューチャー・コンソーシアム規約及び GX フューチャー・リーグ会員規程に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。
- 2 本規程における用語の定義は、特段の定めがない限り GX フューチャー・コンソーシアム規約及び GX フューチャー・リーグ会員規程の定めるところによる。

（目的）

- 第2条 本 WG は、個別の GX 製品・サービスの需要創出につながる枠組について議論を行い、その製品・サービスを積極的に調達する企業群を形成し、需要の見える化等を進め、GX 市場の立ち上げを後押しすることを目的とする。2026 年度は、「SAF を活用した航空サービス」をテーマとする。

（取組内容）

- 第3条 本 WG は、2026 年度内において、以下に掲げる取組を行う。なお、取組の実施にあたり、実施計画を策定する。
- 一. 「SAF を活用した航空サービス」に関する WG の運営
 - 二. 「SAF を活用した航空サービス」に関する議論
 - 三. その他 WG の目的達成に必要な取組

第2章 組成

（構成員と役割）

- 第4条 WG は以下に掲げる者（以下、「WG 構成員」という。）から構成される。
- 一. 座長
 - 二. 幹事企業
 - 三. メンバー企業
 - 四. オブザーバー
- 2 事務局は、WG 構成員が本規程に違反した場合、又はその他 WG 構成員として相応しくないと事務局が認める場合は、当該 WG 構成員を本 WG から除名することができる。
- 3 事務局は、幹事企業と密接に連携し、本 WG の運営事務（会議の招集、議事進行等）及び議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を行い、議論の円滑な推進を図る。
- 4 事務局は、座長を任命できるものとし、本 WG 開催時の議事進行など事務局が決定した事務を行わせることができる。

（幹事企業）

- 第5条 幹事企業は、GX フューチャー・リーグ会員企業から立候補があった企業から、事務局が指名するものとする。
- 2 幹事企業は、事務局と連携し、本 WG を代表し、本 WG の運営事務（会議の招集、議事進行等）、議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担う。

- 3 幹事企業に特段の事情がある場合、事務局もしくは幹事企業が予め指名する本 WG に属する WG 構成員が、本条第 2 項の業務を行う。

（メンバー企業）

第 6 条 メンバー企業は、本 WG への参加募集に応募した GX フューチャー・リーグ会員企業とする。

- 2 メンバー企業は、必要に応じて本 WG の議論に必要な業務（調査、資料作成、情報共有等）を担う。

（オブザーバー）

第 7 条 オブザーバーは、WG の聴講、資料の提供、話題提供、その他必要な協力を行い、その役割は事務局と幹事企業が協議の上、決定する。

- 2 オブザーバーは、WG における議決権は有しない。
- 3 オブザーバーは、事務局及び幹事企業の承認があった場合に限り、WG において発言することができる。
- 4 事務局は、温室効果ガスの削減に向けた自主行動計画を提出した業界団体、又は事務局が指定した WG 構成員以外の者を、オブザーバーとして本 WG に出席させることができる。
- 5 幹事企業は、事務局の承認のもと、WG 構成員以外の者をオブザーバーとして WG に出席させることができる。
- 6 関係省庁は、必要に応じて、オブザーバーとして会議へ出席することができる。
- 7 オブザーバーは、本 WG への出席前に、本 WG の内部情報に対して守秘義務を遵守する旨をあらかじめ誓約することとする。ただし事務局が定める関係省庁はその限りではない。

（任期）

第 8 条 WG 構成員の任期は、2027 年 3 月までとする。

第 3 章 機能

（招集）

第 9 条 WG は、事務局が招集する。

- 2 WG 開催日の調整を行う者は、その調整にあたり、WG 構成員が多く参加できる日時に配慮しなければならない。

（開催）

第 10 条 WG は、招集時に指定される任意の場所で開催することができる。

- 2 WG は、対面での開催の他、電話、その他遠隔会議システムを用いる方法により開催することができる。なお、開催方法は、招集時に指定するものとする。
- 3 やむを得ない理由により WG を開催できない場合には、審議事項を記載した書面を WG 構成員に送付し、その意見を徴することをもって、WG の開催に代えることができる。

（合意形成）

- 第 1 1 条 WG の合意形成は、幹事企業及びメンバー企業による協議に基づき、事務局及び幹事企業が整理の上で行うものとする。
- 2 審議は、出席した幹事企業及びメンバー企業の過半数を以て決するものとし、賛否同数の場合には、幹事企業がこれを裁決する。なお、座長が任命されている場合には、幹事企業ではなく座長がこれを裁決する。

（議事録）

- 第 1 2 条 議事録案は、特段の定めが無い限り、会議開催日を含む 5 営業日以内に作成するものとする。議事録案は、全出席者に回覧し、必要な修正を事務局が行った上で、WG 構成員の承認を以て確定版とする。

（サブワーキンググループの設置）

- 第 1 3 条 WG は議決により、サブワーキンググループ（以下、「サブ WG」）を設置することができる。
- 2 サブ WG の目的及び取組内容は、それぞれの WG において決定する。
- 3 その他、サブ WG の WG 構成員、機能、情報及び成果物の取り扱い等については、本規程に準ずる。

第 4 章 情報及び成果物の取り扱い

（公開手続き）

- 第 1 4 条 WG 構成員は、WG における議論の内容、WG に関する資料、議事録その他 WG における WG 構成員の発言内容について、事務局及び幹事企業の了解を得ることなく、WG 構成員以外の者に開示してはならない。
- 2 WG 構成員は、成果物の公開にあたって、事前に事務局と協議を行うこと。また、公開後の変更や更新の必要性がある場合は、事務局に申し出ること。
- 3 成果物は原則として公開前に GX フューチャー・リーグ会員企業への意見照会を実施し、必要に応じて成果物に反映すること。
- 4 成果物は、以下の表記方針を順守すること。
- 一、GX フューチャー・リーグ WG での活動を通じて作成された成果物であることが誤解なく伝わるよう、文言およびデザイン等の観点において配慮すること。
 - 二、表紙には、成果物タイトル、WG 名を記載すること。
 - 三、成果物内には、成果物の名義および、以下文言を記載すること。
- 本成果物は、GX フューチャー・リーグ内における、『GX 需要創出 WG』内で検討し、GX フューチャー・リーグ会員企業への意見照会を経て作成したものであり、WG の構成員の見解を示したものです。なお、本 WG の構成員は以下の通りとなります（※本成果物への賛同を示した、WG 幹事及びメンバーリストを以下追記）。本成果物は WG 幹事及びメンバー以外の企業も自由にご利用いただけますが、ご利用に当たっては出所を明示ください。

（情報の取り扱い）

- 第 1 5 条 WG 構成員が提供する情報のうち、以下に該当する情報以外の情報を「秘密情報」とする。

- 一．提供された時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - 二．提供を受けた当事者が、GX フューチャー・リーグ運営に係る取組以外から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 三．提供された時点ですでに提供を受けた当事者が保有している情報
 - 四．提供を受けた当事者が、提供された情報によらずして独自に開発した情報
 - 五．提供した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく提供した情報
- 2 WG 構成員は、秘密情報を秘密として保持し、本 WG の目的にのみ使用するものとし、事前に秘密情報を保有する WG 構成員から承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用しないものとする。
 - 3 上項に反し、WG 構成員が秘密情報を漏洩したことにより、当該秘密情報を保有する者が損害を被った場合においても、事務局は一切の責任を負わない。

（知的財産権等の取り扱い）

- 第 16 条 WG の活動を開始する以前、又は以外で、幹事企業・メンバー企業が単独でなした発明、考案、著作、意匠、商標及びノウハウ（以下、「発明等」という。）の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、商標権、営業秘密その他の知的財産に関して法令により定められた権利、又は法律上保護される利益に係る権利（これらを受ける権利を含む。）をいう。以下同様とする。）は幹事企業及びメンバー企業に単独で帰属する。
- 2 WG の活動によって生じた発明等に係る知的財産権は、事務局、幹事企業及びメンバー企業間で別途取り決める場合を除き、事務局、幹事企業及びメンバー企業全員の共有とし、共有方法等の条件については事務局、幹事企業及びメンバー企業間で別途協議する。
 - 3 事務局、幹事企業及びメンバー企業は、WG の活動において共同で創生した著作物について、WG の活動を遂行する範囲において、自由に複製し、または改変することができる。

附 則

- 第 1 条 本規程は、2026 年 7 月 22 日から施行する。
- 第 2 条 本規程は、事務局が WG 構成員に事前に通知した上で、改定することができる。但し、幹事企業及びメンバー企業への確認が必要であると事務局が判断した場合にはその限りではなく、幹事企業及びメンバー企業への確認を経た上で改訂するものとする。
- 第 3 条 幹事企業及びメンバー企業の合意を前提として、事務局の承認を得た場合において、幹事企業は、本規程を改定することができる。